

議案第百二号

三朝町高齢者等肉用牛飼育基金条例の全部改正について

次のとおり三朝町高齢者等肉用牛飼育基金条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町肉用牛特別導入事業基金条例

三朝町高齢者等肉用牛飼育基金条例（昭和五十七年三朝町条例第十五号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に資するため、三朝町肉用牛特別導入事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、二千万円以内とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法で管理をしなければならぬ。

（運用資金の処理）

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(委 任)

第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和六十二年一月一日から施行する。